

平成23年9月定例会市議会市政報告

平成23年第5回鉏路市議会9月定例会の開会にあたり、6月定例会市議会以降の市政の概要についてご報告申し上げます。

報告の第1は、都市経営戦略プランの策定についてであります。

本プランは鉏路市が次代を担う子どもたちのために将来にわたって持続可能なまちづくりを進めることができるよう、財政健全化に取り組みながらも限られた資源を効果的、効率的に活用を図る都市経営の視点に立ち、都市経営戦略会議でいただいた提言をもとに作業を進めております。

また、プランは早期に取り組むべき事項については策定を待たずに実施することとしており、これまで、公共施設の保有状況の一元管理を行う公有資産マネジメントや、市が保有する債権について全庁統一した取り扱いを行う債権管理マネジメント、さらには市役所の仕事を分りやすく示す市民協働による財政情報の検証など、7つの先行取組に着手したところであります。

このうち、債権管理マネジメントについては、7月21日に庁内プロジェクトチームを発足させ、債権管理に係る条例の制定を目指してまいりたいと考えております。

都市経営の目的や意義につきましては、広報紙や市政懇談会を通じまして市民の皆さまにご説明してきておりますが、より多くの市民の皆さまに知っていただくため、戦略会議に参加いただいた有識者の方々をお招きし、10月28日に「都市経営戦略市民フォーラム」を開催することと致しました。

今後とも、都市経営に関する情報の発信に努めながら、鋭意、都市経営戦略プランの策定を進めてまいりたいと考えております。

報告の第2は、平成23年度鉏路市事業仕分けの結果についてであります。

事業仕分けは、市が行っている事業に関し、その必要性や実施主体、事業の実施手法、さらには効果的・効率的な執行などについて、市民の視点から公開の場で議論していただき、事業のあり方について検討していくことを目的に、昨年に引き続き、7月30日と31日の2日間にわたって実施したところであります。

今回の実施に当たっては、仕分け人が事前調査を行いやすい環境づくりに努めるとともに、仕分け結果の表現の見直しなどについて改善したところであります。また、質疑等の様子は、インターネット中継も活用し、広く公開に努めたところであります。

仕分けの対象24事業につきましては、平成22年度の仕分け対象449事

業をベースに189事業を選定し、仕分け人の皆さんによる2回の選定会を経て、決定したものであります。

仕分け人は、進行役となるコーディネーター2人のほか、市が依頼した団体から推薦いただいた有識者15人、一般公募による市民10人の計25人の構成となりました。

当日は4班編成で1班あたり6事業の仕分けを担当していただいたところであります。

仕分け結果につきましては、現行どおりが10事業、見直し・要改善が14事業、抜本的見直しがゼロという結果になりました。

今後は、庁内検討を経て、12月定例会市議会に対応方針の素案をお示しし、2月定例会市議会で方針を決定することとしております。

なお、残る対象事業につきましては来年度に仕分けし、これを以って事業仕分けを終了致したいと考えております。

報告の第3は、定住自立圏についてであります。

去る6月23日、釧路市と標茶町及び弟子屈町との定住自立圏形成協定の調印式を実施いたしました。

釧路市はこれまで5町1村との間で協定を締結してまいりましたが、今回の調印をもって、釧路総合振興局管内全ての自治体との協定が整ったこととなります。

今後は、両町を加えた新たな定住自立圏共生ビジョンを策定することとなりますが、定住自立圏の基本的な考え方や目指すべき方向に沿って、圏域全体の皆さまとの連携をさらに強め、活性化を図ってまいりたいと考えております。

報告の第4は釧路津波対策事業検討会議の設置についてであります。

この会議は、釧路開発建設部、北海道釧路総合振興局、釧路市の3機関によって構成され、今年3月に発生した「東北地方太平洋沖地震」での釧路市における被害状況に鑑み、釧路市と国及び北海道が連携して、津波対策について協議するものであります。

7月25日に、それぞれの機関のトップが一堂に会して津波対策について意見交換を行い、被害状況や防災上の課題などについて情報を共有し、具体的な方策を検討する場を設けることについて合意したところであります。

協議する事項は、道路、河川、港湾など総合的視点からハード事業に焦点を当て、現段階で考えられる施策を洗い出し、短期・中期・長期の視点で事業の可能性について協議するものであります。

今後は、この会議において意見を集約し、市民が安心して暮らせるまちづく

りにつなげていきたいと考えております。

報告の第5は、台湾との交流事業についてであります。

台湾からのチャーター便の運航再開及びタンチョウ学術交流などの交流事業の円滑な推進を図るため、8月24日から27日までの間、小松副市長を台湾に派遣し、経済界の皆様とともに、台北市の関係先を訪問いたしました。

台北市との交流の席では、台北市の郝（ハウ）市長からタンチョウのビッグとキカに名誉市民の証として国民身分証が授与されましたが、地元マスコミでこのことが大きく取り上げられたとのこととあります。

台北市民が二羽のタンチョウが来ることを大変楽しみにしており、北海道や釧路市が台湾にとって特別な地域になったという報道内容であったとの報告を受けております。

また、台湾からのチャーター便につきましては、復興航空において本年10月からの運航再開が確認されたところであります。

次に台北市立動物園とのタンチョウ学術交流に関連しまして、2点ご報告をいたします。

9月14日に、釧路市動物園から台北市立動物園に向けてタンチョウの移送を予定しておりますが、これに先立ち、9月11日に動物園において、タンチョウ2羽を送るセレモニーを行うこととしております。また、9月12日には、台北市並びに移送業務を行うエバー航空、報道関係者など約60名の来釧が予定され、翌9月13日には釧路市動物園において台湾訪問団の歓迎セレモニーを行うこととしております。

2点目は、10月30日に予定されております台北市立動物園でのお披露目式であります。この式典には、お招きを受けて参列することとしておりますが、お披露目式に合わせ、双方向チャーター便の運航が計画されておりますので、これを機に、多くの方々に台湾及び台北市との国際交流事業にご参加いただきたいと考えております。

報告の第6は、東日本大震災に係る漁業支援についてであります。

まず、出漁準備のために来釧する乗組員とその家族に対し、市の一時避難住宅を斡旋してまいりましたが、8月15日現在で、13隻68人の漁業者とその家族を受け入れており、漁業者の出漁準備に対する支度金につきましては、10隻61人に対し、305万円の支出を見込んでいるところであります。

また、被災した外来船への見舞金につきましては、釧路市漁業協同組合が独自に支給したもののほか、市としては、74隻に対し、総額740万円の支出を見込んでいるところであり、さらに、被災地の養殖漁業の復旧を支援するた

め、 釧路市東部漁業協同組合より提供を受けた小型船12隻と漁具を8月2日に支援先である宮城県牡鹿（おしか）漁協に寄贈したところであります。

被災者の受入れにつきましては、被災地における仮設住宅等の整備が進んでいることや水産関係をはじめとして経済活動についても回復の兆しが見え始めていることなどから、今後は、徐々に減少していくものと考えておりますが、市といたしましては、引き続き、被災漁業者の生活の維持・再建に向けて、全庁を挙げて支援に取り組んでまいりたいと考えております。

報告の第7は、釧路町との水道事業の統合についてであります。

釧路町への分水を解消するために協議を続けてきた、釧路市と釧路町の水道事業の統合につきましては、33の調整項目のうち2項目が協議未了となっておりますが、7月12日に釧路町との合意を行い、事業統合に関する協議が整ったところであります。

こうしたことから、水道事業の統合に向け、8月29日に、事業統合に関する基本的な事項を定めた基本協定を締結いたしました。

基本協定におきましては、統合の時期や統合の方法、供給条件、財産の引継ぎ、経費の負担などの基本的な条件を定めるほか、事業統合に関する協定事項については責任を持って対応することや、水道事業の運営においては常に相互協力を行うことを定めております。

今後は、給水区域拡大に必要な水道事業認可変更などの作業を進め、平成25年4月1日の事業統合を予定しているところであります。

報告の第8は、建設工事の発注状況についてであります。

8月19日現在における建設事業の発注予定額は、約98億円となっており、発注済額は約84億8千万円、発注率はおよそ86%となっております。

このうち、地元企業への発注は、金額では約78億8千万円、率では約88.1%であります。

主な建設事業別の発注率につきましては、道路事業が約60%、下水道事業で約65%、学校建設は約98%、住宅建設は約80%の状況となっております。

今後とも地域経済の動向を念頭に置き、工事の早期発注に努めてまいります。

以上で、市政報告を終わります。